

### ⑤ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除

未婚のひとり親控除が創設されました。次の要件を満たす場合は控除対象となります。

- イ 生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）がいる。
- ロ 合計所得金額が500万円以下である。
- ハ 事実上婚姻関係と認められる人がいない。

寡婦控除に該当する方は次の要件を満たす場合は控除対象となります。

- イ ひとり親控除の該当ではないこと。
- ロ 扶養親族がいる方で合計所得金額が500万円以下である。
- ハ 事実上婚姻関係と認められる人がいない。

※死別の場合のみ寡婦の方は扶養親族がいなくても控除の対象となります。

		改正前				改正後					
		配偶関係		死別		離別				未婚のひとり親	
		本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	
本人が女性	扶養親族 有	子	35	27	35	27	35	—	35	—	35
		子以外	27	27	27	27	27	—	—	—	—
	無		27	—	—	—	—	—	—	—	—
			27	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族 有	子	27	—	27	—	35	—	35	—	35
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—



寡婦控除

ひとり親控除

※控除額：万円

問合せ 税務住民課税務グループ ☎②2513

## 忘れていませんか？相続登記 ～相続登記促進取組強化月間（11月）のお知らせ～

札幌法務局と札幌司法書士会は、11月を「相続登記促進取組強化月間」と定めて、相続登記の促進を図るために取り組みます。

不動産（土地・建物）の相続登記をしないで放置していると、相続人の中でのトラブル、所有者不明の土地問題、空き家問題等の様々な社会問題発生の原因となるため、不動産の相続登記をお済みでない方は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請をお願いします。

なお、相続登記の申請に当たっては、以下のサービスのご利用が便利です。

### 札幌司法書士会の「相続登記相談専用ダイヤル」（11月限定）

相続登記促進のために開設する11月限定の専用相談ダイヤルです（相談料無料）。

特設ダイヤル ☎011-522-5576（11月の平日10時～16時）

### 法務局の「登記手続案内」（完全予約制）

申請書様式や必要な添付書類の種類などについてご案内します。

※個別具体的な内容の相談については、上記の「相続登記相談専用ダイヤル」をご利用ください。

予約・問合せ 札幌法務局苫小牧支局 ☎0144④7403（平日8時30分～17時15分）